

船舶事故調査報告書

平成29年7月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年2月27日 08時00分ごろ
発生場所	阪神港大阪第5区 大阪南港南防波堤灯台から真方位220° 2,360m付近 (概位 北緯34° 36.7′ 東経135° 22.4′)
事故の概要	油タンカー第八あたご丸は、錨泊中、また、引船大寿丸は、はしけ高213をえい航して南東進中、大寿丸及び高213が第八あたご丸に衝突した。
事故調査の経過	平成29年2月28日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 油タンカー 第八あたご丸、499トン 141687、柿本汽船株式会社 B 引船 大寿丸、17トン 272-13862大阪、新興海運有限会社 C はしけ 高213、500トン（積トン数） なし、山高運輸株式会社
乗組員等に関する情報	A 船長A、四級（航海） B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷船首部外板に凹損 B 船首部ゴムフェンダーに擦過傷 C 船首部外板に凹損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aほか4人が乗り組み、荷役待機の目的で、右舷錨を投下し、法定の形象物を掲げ、船首を北方に向けて錨泊していた。 船長Aは、船橋で守錨当直を行っていたところ、周囲約100m以内に他船を認めなかったため、コーヒーを入れようと食堂に向かった。 A船は、船長Aが、食堂に降りて窓の方を向いたところ、左舷方約50mのところにB船がC船をえい航した引船列（以下「B船引船列」という。）を認め、後部甲板の左舷側に出てB船に向けて大声で叫んだものの、B船引船列と衝突した。 B船引船列は、B船に船長Bが1人で乗り組み、南東進していた。 船長Bは、ふだんよりもB船の排気ガスが多いと感じ、自動操舵に切り替えて機関室に向かった。

	<p>船長Bは、機関室で潤滑油量の点検等をした後、操舵室に戻ろうとしたところ、衝撃を感じた。</p>
<p>分析</p>	<p>A船は、守錨当直についていた船長Aが、一時的に降橋しており、接近するB船引船列を認めたものの、音響による信号を行って注意を喚起することができず、B船引船列が衝突したものと考えられる。</p> <p>B船引船列は、船長Bが、機関室で潤滑油量の点検等をしており、船橋を無人にして見張りを行っていなかったことから、前路で錨泊中のA船に衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、船長Bが見張りを行っていなかったため、B船引船列が前路で錨泊中のA船に衝突したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時適切な見張りを行うこと。